

組合の押印を求める行政手続等の一部が見直されました

このたび、行政手続における押印の見直しを図るため、中小企業組合が行政庁に対して提出する「中小企業等協同組合法施行規則」「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」及び「公正取引委員会規則」において押印を求められていた申請書や届出書の各様式については代表者等の押印が不要な形式に改正されました。

改正の概要

中小企業組合に関する以下の規則において、押印を不要とするための一部規定の見直し（様式の見直しを含む。）が行われています。

中小企業等協同組合法施行規則（様式第1から様式第33まで及び様式第35から様式第43までの規定中「」を削る。）

様式第一	兼業承認申請書
様式第二	あっせん（調停）申請書
様式第三	組合員（所属員）以外の者の事業の利用の特例認可申請書
様式第四	中小企業等協同組合共済規程認可申請書
様式第五	中小企業等協同組合共済規程変更認可申請書
様式第五の二	中小企業等協同組合火災共済事業変更認可申請書
様式第五の三	中小企業等協同組合火災共済規程変更認可申請書
様式第六	中小企業等協同組合設立認可申請書
様式第七	中小企業等協同組合成立届書
様式第八	中小企業等協同組合役員変更届書
様式第九	中小企業団体中央会役員変更届書
様式第十	中小企業等協同組合総会招集承認申請書
様式第十一	中小企業等協同組合役員改選総会招集承認申請書
様式第十二	中小企業等協同組合総代会招集承認申請書
様式第十三	中小企業等協同組合役員改選総代会招集承認申請書
様式第十四	中小企業団体中央会総会招集承認申請書
様式第十五	中小企業団体中央会総代会招集承認申請書
様式第十六	中小企業等協同組合定款変更認可申請書
様式第十七	中小企業団体中央会定款変更認可申請書
様式第十八	信用協同組合等事業譲渡認可申請書
様式第十九	信用協同組合等事業譲受け認可申請書
様式第二十	縦覧開始延期承認申請書
様式第二十一	中小企業等協同組合解散届書

様式第二十二	中小企業等協同組合合併認可申請書
様式第二十三	中小企業等協同組合合併認可申請書
様式第二十四	中小企業団体中央会設立認可申請書
様式第二十五	中小企業団体中央会解散届書
様式第二十六	中小企業等協同組合不服申出書
様式第二十七	中小企業団体中央会不服申出書
様式第二十八	中小企業等協同組合検査請求書
様式第二十九	中小企業団体中央会検査請求書
様式第三十	中小企業等協同組合決算関係書類提出書
様式第三十一	中小企業団体中央会決算関係書類提出書
様式第三十二	中小企業等協同組合決算関係書類の提出遅延に係る事前承認申請書
様式第三十三	中小企業団体中央会決算関係書類の提出遅延に係る事前承認申請書
様式第三十五	共済代理店の設置（廃止）の届書
様式第三十六	共済計理人の選任（退任）の届書
様式第三十七	子会社等に関する届書
様式第三十八	中小企業等協同組合法第 61 条の 2 第 1 項（第 2 項）の規定による 説明書類の縦覧開始の届書
様式第三十九	子会社等の変更に関する届書
様式第四十	異常危険準備金の積立てに関する届書
様式第四十一	不詳事件発生に関する届書
様式第四十二	特定共済組合（連合会）に該当したことに関する届書
様式第四十三	特定共済事業協同組合等に該当した（該当しない）ことに関する届書

中小企業団体の組織に関する法律施行規則（様式第 1 から様式第 17 まで及び様式第 19 から様式第 23 までの規定中「 」を削る）

様式第一	事業転換認可申請書
様式第二	協業組合設立認可申請書
様式第三	商工組合 商工組合連合会設立認可申請書
様式第四	組合員外の者の事業の利用の特例認可申請書
様式第五	定款変更認可申請書
様式第六	役員の名（住所）変更届出書
様式第七	総会招集承認申請書
様式第八	総会招集承認申請書
様式第九	総代会招集承認申請書
様式第十	総代会招集承認申請書
様式第十一	解散届出書
様式第十二	合併認可申請書
様式第十三	特別地区承認申請書
様式第十四	不服申出書

様式第十五	検査請求書
様式第十六	決算関係書類提出書
様式第十七	決算関係書類の提出遅延に係る事前承認申請書
様式第十九	組織変更認可申請書
様式第二十	組織変更認可申請書
様式第二十一	組織変更認可申請書
様式第二十二	組織変更届出書
様式第二十三	組合員（会員）異動報告書

中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出に関する規則（様式の規定中「令和」「印」を削る）

（様式）中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出書

よくあるお問い合わせ

Q1. 今回の押印見直しの趣旨は何ですか。

A1. 今回の押印見直しは、行政手続における国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることを目的に、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和2年以内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とされたことを受けた見直しです。

今後、申請手続のオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へとつなげる端緒となることが期待されています。

Q2. 引き続き押印や署名が必要な手続は何ですか。

A2. 法令で押印又は署名を求めているもののうち、今回の改正の対象から外れているものについては、引き続き押印又は署名が必要になります。

具体的には、以下が挙げられます。

理事会に出席した理事及び監事の議事録への署名又は記名押印（中小企業等協同組合法第36条の7第1項）

組合員の連署による役員の改選請求（中小企業等協同組合法第42条第1項、第42条第8項で準用する第48条）

組合によっては、定款に定めがある手続は引き続き拘束力をもちます。

行政手続以外の手続については、今回の改正によって直接の影響はありません。

従来押印による組合の手続を見直す場合、押印に代わって本人性の確認及び真正性の確保が可能となるような代替する手段を講じてください。

Q3 . 登記に関してはどのような扱いになりますか。

A3 . 法務省より、令和3年1月29日民商第10号通達「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて」において示された中小企業組合の手続きに関連する主な押印の取扱いは以下のとおりです。

- ・会社以外の法人にも適用されることから、適宜、読替えを要する。
- ・同通達中、「商登法」とあるのは整備法（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）による改正後の商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは改正省令による改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）をいう。

商業・法人登記（中小企業等協同組合法第103条において準用）

商業・法人登記手続きに関しては、法令に登記所届出印の押印又は押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書の添付を求める規定が置かれているもの（申請書並びに商登規第61条第4項、第6項及び第8項の書面）については、法人等の信用維持、取引の安全と円滑を確保するために厳格な本人確認が必要であること、添付書類においても代表権を有する者の選定という重要事項の変更を証する書面の真正を担保が必要であることから、押印を存続する。

定款、理事会議事録等（取締役会から理事会に読替後）

定款、理事会議事録等の法令の規定により押印又は印鑑証明書の添付を要する書面については、引き続き、押印を要する。なお、ある理事の一致があったことを証する書面については、理事会議事録に準ずるものとして、引き続き、署名又は記名押印を要するものとする。

押印の有無について審査を要しないもの

法令上、押印又は印鑑証明書の添付を要する旨の規定がない書面については、押印の有無について審査を要しないものとする。また、商登規第49条第2項又は第61条第7項の謄本については、押印の有無について審査を要しないものとする。

* 令和3年2月15日更新「事業協同組合 商業・法人登記の主な申請書様式集」（法務局）において添付書類である総会議事録における押印表示が削除

訂正印

申請書その他の登記に関する書面につき文字の訂正、加入又は削除をしたときにする訂正印（商登規第48条第3項）等、法令上の根拠があるものを除き、その有無について審査を要しないものとする。

契印

申請書への契印（商登規第35条第3項）等、法令上の根拠があるものを除き、契印の有無について審査を要しないものとする。

また、令和3年2月15日から、登記申請を「オンライン」で行う場合の法人設立にあたっての印鑑登録が不要になりました。ただし、登記申請を「書面」で行う場合には、申請書に登記所に提出している印鑑を押印する必要があるため、従来どおり印鑑を提出する必要がありますのでご注意ください。

< 関連法令 >

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令 令和二年十二月二十八日

中小企業等協同組合法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三十三まで及び様式第三十五から様式第四十三までの規定中「 」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令 令和二年十二月二十八日

中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第十七まで及び様式第十九から様式第二十三までの規定中「 」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則等の一部を改正する規則 令和二年十二月二十五日

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び関係法律の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

(中小企業等協同組合法第七条第三項の規定による届出に関する規則の一部改正)

第三条 中小企業等協同組合法第七条第三項の規定による届出に関する規則(昭和三十九年公正取引委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	[様式] 様式(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。) 中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出書 年 月 日 公正取引委員会 殿 名 称 代表者の役職・氏名 中小企業等協同組合法第7条第3項の規定により、昭和39年公正取引委員会規則第1号に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。
改正前	[様式] 様式(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。) 中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出書 令和 年 月 日 公正取引委員会 殿 名 称 代表者の役職・氏名 印 中小企業等協同組合法第7条第3項の規定により、昭和39年公正取引委員会規則第1号に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。 記

(本紙に合わせて体裁を編集)

附則

この規則は、令和二年十二月二十五日から施行する。

<様式リンク集>

「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」に定める各種申請様式集
(中小企業庁 令和2年12月28日)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/kumiai_sien.htm

事業協同組合 商業・法人登記の主な申請書様式集(法務局 令和3年2月15日)

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#anchor6-1